

案件（3）次年度の高齢者インフルエンザ予防接種の事業期間について

高齢者のインフルエンザ予防接種について、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前は、資料3の「堺市インフルエンザ予防接種の実施に関する要綱」に基づき、開始日を10月21日、終了日を1月31日として実施してきたが、令和2年度及び令和4年度は、大阪府の自己負担無償化施策やワクチンの供給状況等により、開始日を特例措置として10月7日に前倒して実施してきた。

今般、当該予防接種の早期接種を求める声の増加や近隣市の接種開始日の状況を鑑み、本市のインフルエンザ予防接種の実施期間について所要の例規改正を行い、令和5年度より実施期間を10月1日から1月31日として実施したい。

[参考]

令和4年度近隣市の接種期間

	接種期間
大阪市	令和4年10月1日～令和5年2月28日（終了日は特例措置）
松原市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
富田林市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
大阪狭山市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
河内長野市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
羽曳野市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
和泉市	令和4年10月1日～令和5年1月31日
高石市	令和4年10月1日～令和5年1月31日